

役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

第1版

制定 : 平成29年 6月10日

社会福祉法人ことぶき友愛会

役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、当法人の役員及び評議員(以下「役員等」という。)に支払う報酬及び費用弁償の額、並びに支給方法を定める。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 非常勤のもの 無報酬とする
- (2) 常勤のもの 無報酬とする

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

附 則

- 1 この規程第1版は、平成29年 6月10日から施行する。